

# こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務公募型プロポーザル 募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務

### (2) 事業の目的

「環境先進企業との協働の森づくり事業」及び「高知県地球温暖化防止県民会議」などカーボンニュートラル達成に資する取組のさらなる発展に向けて、森林吸収源対策やCO2排出削減に取り組む企業・自治体等と交流を深めるとともに、基調講演ではカーボンニュートラル達成における森林整備の役割などをテーマに、事例発表・パネルディスカッションではカーボンニュートラル達成に向けた協働の森づくり事業の活動を含めて企業・自治体等の取組をテーマに設定し、持続可能な社会づくりに向けて国連サミットで策定され、現在、世界規模で取り組まれている「持続可能な開発目標(SDGs)」及び2050年カーボンニュートラルにおける企業・自治体等の活動が果たす役割について考える機会とする。

また、森林整備の現場等を視察する協働の森バスツアーを開催することで、事業のさらなる普及啓発を図る。

### (3) 事業内容

ア 「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム」の運営及び開催

イ 協働の森バスツアーの運営及び開催

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和5年12月15日(金)まで

## 2 見積限度額

4,503千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 審査委員会の設置

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内

(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の「令和3年度～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている(又は契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 「地方自治法施行令」第167条の4の規定に該当しない者であること。

＜「地方自治法施行令」第167条の4＞

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律](#)（平成三年法律第七十七号）[第三十二条第一項](#) 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 [地方自治法第二百三十四条の二第一項](#) の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 過去に同規模のイベント等の開催実績があること。

## 6 説明会

日時:令和5年6月7日(水)午前10時から約1時間を予定。

場所:高知県職員能力開発センター202会議室(高知市丸ノ内2丁目1-19)

なお、会場の都合により1参加者あたり2名までの参加とします。

・説明会への参加は、説明会参加申込書(別紙様式-1)により、令和5年6月5日(月)午後5時までに電子メールでお申込みください。

※環境先進企業との協働の森づくり事業の取り組み及び高知県地球温暖化防止県民会議、SDGsについては下記ホームページを参考にしてください。

【協働の森づくり事業】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kyoudounomori.html>

【高知県地球温暖化防止県民会議】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/kenminkaigi-top.html>

【SDGs】

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

## 7 質疑と回答

質疑は別紙様式-2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。令和5年6月9日(金)午後5時(厳守)までに必着とし、FAX及び電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者は、参加申込書(別紙様式-3)及び資格要件確認書(別紙様式-4)により申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式-3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式-4	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A4縦	1部
6	イベントの運営等の実績が分かる資料(パンフレット等)	—	A4縦	1部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者については4及び5について提出の必要はありません。

## (1) 参加申込書

### ア 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者については4及び5について、持参又は郵送により原本を提出してください。

### イ 提出期限

令和5年6月14日(水)午後5時(必着)

### ウ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番 52 号  
高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当  
TEL: 088-821-4586 E-mail: 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

## (2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課において、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年6月16日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

## (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

## 10 審査

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進素フォーラム等開催委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

## 11 審査結果

審査結果は、令和5年7月10日(月)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

情報公開制度(高知県情報公開条例)

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

## 12 日程

- 令和5年5月 26日(金) 募集要領の公示
- 令和5年6月 7日(水) 説明会開催
- 令和5年6月 9日(金) 質疑書の提出締切
- 令和5年6月 14日(水) 参加申込及び資格要件確認書類提出締切
- 令和5年6月 23日(金) 企画提案書の提出締切
- 令和5年7月 5日(水)頃 審査委員会(日程が決まり次第、追って連絡します)
- 令和5年7月 10日(月)頃 審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

情報公開制度(高知県情報公開条例)

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当

TEL 088-821-4586

FAX 088-821-4576

E-mail [030101@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp)

## 15 その他

- (1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式

自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 契約保証金については、「高知県契約規則」第 39 条及び第 40 条の規定によります。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ プロポーザルの手続きの過程で、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合